

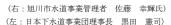
令和6年12月9日日本下水道事業団

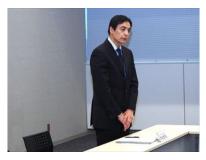
旭川市と災害支援協定を締結しました

日本下水道事業団(JS)は、災害発生時において下水道施設に被害が発生した場合に、現 地調査等の災害支援活動が迅速に開始することができるよう、北海道内では7団体目とな る災害支援協定を旭川市と締結しましたので、お知らせいたします。

<協定締結式写真>







(挨拶する黒田理事長)



(挨拶される佐藤旭川市水道事業管理者)

1. 協定締結日

令和6年12月5日(木)

2. 協定対象施設

- (1)終末処理場 西部下水終末処理場(下水処理センター)
- (2) ポンプ場 (2施設) 旭神汚水中継ポンプ場、亀吉雨水ポンプ場

(参考)

災害支援協定とは、下水道法及び日本下水道事業団法の一部改正(平成27年5月20日公布、同年7月19日施行)により創設された災害時維持修繕協定で定めるべき事項に加えて、災害査定に必要な資料作成、現地調査、災害査定への立会等の事項についても定めた、災害時における包括的な支援協定を、JSと地方公共団体との間で締結するものです。

<問い合わせ先>

日本下水道事業団 北海道総合事務所 総務・協定課長 西口

TEL: 011-222-5531/E-mail: Nishiguchi@jswa.go.jp